参考１　令和８年度において実施するアンケート調査の概要

No.	アンケート名 【指標名】	実施対象者等	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
1	税制関連ウェブサイトに関するアンケート 【≪定量的≫測定指標政 2-1-2-A-1:財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ）】	○実施場所 財務省税制関連ウェブサイト ○実施対象者 ウェブサイト閲覧者	令和8年4月～ 令和9年3月予定	税制関連ウェブサイト内にアンケートページを開設	○無記名 ○５段階評価 （分かりやすかった、まあまあ分かりやすかった、どちらともいえない、やや分かりにくかった、分かりにくかった） ○主な質問項目 ・情報の見つかりやすさ ・内容の分かりやすさ　等
2	国債広告の効果測定に関する調査委託業務 【政 3-1-3 に係る参考指標：個人向け国債の認知状況】	○実施場所 インターネット ○実施対象者 ・金融商品の購入経験者（20歳以上） ・金融商品の購入未経験者（20歳以上）	令和8年8月～ 令和8年9月予定	電子メールで通知しインターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 （知っている、名前だけは知っている、知らない　等） ○主な質問項目 ・個人向け国債及びその商品性の認知状況
3	税関相談/通関手続に関するアンケート 【≪定量的≫測定指標政 5-3-3-A-2:輸出入通関における利用者満足度】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者	令和9年1月～ 令和9年3月予定	ＵＲＬ又はＱＲコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○７段階評価 （大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・輸出入通関手続の満足度
4	税関検査に関するアンケート 【政 5-3-3 に係る参考指標:旅具通関に対する利用者の評価】	○実施場所 ・成田、関西、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・一般旅客	令和9年1月～ 令和9年3月予定	ＵＲＬ及びＱＲコードを掲載した紙を各空港の旅具検査場で配布	○無記名 ○７段階評価 （大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・検査官の対応、電子申告ゲートの利用のしやすさ、申告手続のわかりやすさ、税関の密輸取締り等
5	税関の広報活動に関するアンケート 【≪定量的≫測定指標政 5-3-5-A-2:講演会及び税関見学における満足度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者	通年	見学会場、講演会場で配布	○無記名 ○７段階評価 （大変良い、良い、やや良い、どちらともいえない、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・講演会及び税関見学の満足度

No.	アンケート名 【指標名】	実施対象者等	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
6	税関相談/通関手続に関するアンケート 【≪定量的≫測定指標政 5-3-5-A-3:輸出入通関制度の認知度】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者	令和9年1月～ 令和9年3月予定	ＵＲＬ又はＱＲコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 （知っている、知らない） ○主な質問項目 ・各通関制度の認知度 （事前教示制度、認定事業者制度等）
7	税関の広報活動に関するアンケート 【≪定量的≫測定指標政 5-3-5-A-4:密輸取締り活動に関する認知度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ・全国の税関本関・支署・出張所 ・成田、関西、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者 ・一般旅客	令和9年1月～ 令和9年3月予定	（税関見学者等） 会場で配布 （通関業者等） ＵＲＬ又はＱＲコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収 （窓口来訪者） ＵＲＬ又はＱＲコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収 （一般旅客） 各空港の旅具検査場で配布	○無記名 ○複数選択式 （知っている、知らない） ○主な質問項目 ・各密輸取締活動の認知度（空港・海上等パトロール、麻薬探知犬・Ｘ線検査装置による検査等）
8	税関相談に関するアンケート 【≪定量的≫測定指標政 5-3-5-A-5:税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者	令和9年1月～ 令和9年3月予定	ＵＲＬ又はＱＲコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○７段階評価 （大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・相談業務、カスタムスアンサーについての満足度
9	知的支援に関する研修・セミナーのアンケート 【≪定量的≫測定指標政 6-2-4-A-1:知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度】	○実施場所 研修所・セミナー会場・オンライン ○実施対象者 研修生・セミナー受講者	令和8年4月～ 令和9年3月の間（各研修・セミナー時）	研修・セミナー中に配付若しくはＵＲＬ又はＱＲコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布 研修・セミナー終了時若しくはインターネット画面上で回収	○５段階評価 （とても有意義、有意義、どちらでもない、あまり有意義ではない、全く有意義ではない） ○主な質問項目 ・研修・セミナー全体の満足度

用　語　集

あ　アジア債券市場育成イニシアティブ

平成15年８月のＡＳＥＡＮ＋３（日中韓）財務大臣会議で合意された、域内の民間貯蓄を経済発展に必要な中長期の資金ニーズに結び付けることを目的とし、域内の債券発行体の多様化、市場インフラの整備等を通じて債券市場の育成を図っていくイニシアティブ。

え　円借款

開発途上国政府等に対して、低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸付けるもの。円借款の実施は、国際協力機構（ＪＩＣＡ）が担当。

か　海外ＩＲ

国債に係る海外投資家との関係強化の取組のこと。投資家との対話等を通じて、投資家のニーズに応じた情報を正確かつタイムリーに提供している。

買入消却

国債の発行者である国が、償還期限が到来する前に国債を買い入れ、これを消却することで債務を消滅させること。

改革工程表

「経済・財政再生計画」推進のために経済財政諮問会議の下に設置された専門調査会においてとりまとめられた、主要な改革項目について、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化したもの。

海外投融資

主として、民間セクターが開発途上地域で実施する開発事業に対し、必要な資金を融資または出資するもの。

外国為替資金証券

特別会計に関する法律第83条第１項の規定に基づき「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」に発行される、政府短期証券。

改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書）

各国の税関手続の簡易化・調和を通じた国際貿易の円滑化を目的とした、税関手続に係る国際標準を規定する条約。

昭和48年のＷＣＯ総会（於：京都）で採択された『税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約』（通称：京都規約）を改正する形で作成された。

平成11年６月のＷＣＯ総会で採択され、平成18年２月に発効。

貨幣回収準備資金

貨幣に対する信頼の維持を目的として、政府による貨幣の発行、引換え及び回収が円滑に行われるよう、一般会計に設置された資金のこと（貨幣回収準備資金に関する法律第１条及び第３条）。

カレンダーベース市中発行額

あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の、４月から翌年３月までの発行予定額の総額。

官民ファンド

現在、わが国では民間資金がリスクマネーとして十分に供給されていない状況にある中、政府の成長戦略の実現、地域活性化への貢献、新たな産業・市場の創出などの政策的意義があるものに限定して、民業補完を原則とし、民間で取ることが

難しいリスクを取ることによって民間投資を喚起する(呼び水効果)ためのファンドのこと。

き　危機管理用宿舎

非常災害等が発生した場合において、正規の勤務時間外でも官邸等へ駆けつけ、国民の生命や財産を保護するための初動対応に従事する危機管理要員に当たる職員が居住することとなっている、官邸等から概ね2km圏内に所在している国家公務員宿舎。

気候投資基金

（ＣＩＦ：Climate Investment Funds）

「クリーン・テクノロジー基金」と「戦略気候基金」の２つの基金から構成される多国間基金。前者は、主要な途上国における温室効果ガス削減に資するプロジェクトを支援、後者はぜい弱な途上国の気候変動の影響を軽減する対策や、森林保全、再生可能エネルギー分野の支援を実施。

旧里道・旧水路

道路法上の市町村道等に、また河川法上の河川等に認定されていないもので、公共物としての機能を喪失したもの。

行政財産

国の行政の用に供するため所有する財産であり、さらに用途によって４つの種類に分けられる。

・公用財産：国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国家公務員宿舎）

・公共用財産：国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）

・皇室用財産：国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）

・森林経営用財産：国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産。

緊急関税

予想されなかった事情納変化による輸入の増加により、同種・競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するために課する割増関税。

く　国・地方の公債等残高

普通国債（国民経済計算における社会保障基金から発行される子ども特例債を除く。）、地方債及び交付税特会借入金の合計。財政投融資特別会計国債や政府短期証券等は含まれていない。また、復旧・復興対策、ＧＸ対策及びＡＩ・半導体支援の経費及び財源の金額を除いたベースで示されている。（出所）内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和８年７月30日経済財政諮問会議提出）

け　原産地規則

国際的に取引される物品の原産国（原産地）を決定するための規則。一般特恵関税制度や経済連携協定による特恵税率を適用する場合に用いる特恵原産地規則と、ＷＴＯ協定税率や不当廉売関税の適用等に用いる非特恵原産地規則がある。

権利床

市街地再開発事業（都市再開発法第２条第１号に規定する事業）及び市街地再開発事業以外の市街地整備に係る事業において、権利者が取得することとなる再

開発建物の一部。

こ　公共随意契約

地方公共団体などに対し、公共性の高い用途に供するために行う随意契約。

合同宿舎

国家公務員宿舎のうち財務大臣が維持管理を実施する宿舎であり、全ての省庁の職員が貸与の対象となる。

国有畦畔・脱落地

農地に付随する畦等のうち、地租改正等明治の土地制度（地所名称区別及び国有土地森林原野下戻法等）に基づいて、国有地とされているものであり、また、公図上無番地の無主の不動産であり、登記簿上も、民有地と区分されておらず、国有財産台帳にも登載されていないもの。

国有財産

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、貸付金等の債権、著作権、特許権等の知的財産権、地上権、鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、本事前分析表における国有財産とは、国有財産法第２条及び附則第４条に規定されている財産（狭義の国有財産）をいう。

また、国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産に分類される。

なお、国公有財産とは、国有財産のほか、地方自治法第238条に規定されている公有財産を含めた財産をいう。

誤信使用財産

自己が正当に使用することができる財産であるとの誤信により使用が開始された等の経緯を有する財産。

国庫

国は、租税及び国債等により現金を調達し、これにより公共事業、社会保障、教育、防衛等多様な行政を行っている。こうした財政活動の主体としてとらえた国のこと。

国庫金

国庫に属する現金のこと。

国庫金の過不足の調整

国庫金の受入（租税受入等）や支払（年金支払等）がなされる時期は様々であり、時期によって国庫には現金不足や余剰が生じる。国庫全体として現金の不足が見込まれる場合には、予算の支出を支障なく執行するため、財務省証券を発行することにより不足現金を調達する。国庫に一時的に余裕金（国庫余裕金）が発生した場合には、日本銀行に設けられている政府預金の中の当座預金から利子の付される国内指定預金に組み替えること等により国庫余裕金を管理している。

国庫原簿

予算決算及び会計令第128条の規定により、財務省が作成する国庫金の出納に関する帳簿。

さ　財政投融資

政府が財投債（国債）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、大規模・超長期プロジェクトなど、民間だけでは対応が困難な長期・固定・低利の資金な

どの供給を行うもの。

具体的な資金供給の手法として、①財政融資（地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して長期・固定・低利で行われる融資）、②産業投資（投資（主として出資）により長期リスクマネーを供給）、③政府保証（政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券に、政府が保証を行う）の３つの方法がある。

財政投融資計画

当該年度の財政投融資の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける。

財投債

国が発行する国債の一種。商品性は通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われるが、財投債の発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに、償還・利払いが財政融資資金の貸付回収金によって賄われている点が、調達された資金が一般会計の歳出の財源となり、租税などを償還財源とする通常の国債とは異なる。このため、財投債は、経済指標のグローバルスタンダードである国民経済計算体系（ＳＮＡ）上も、一般政府の債務には分類されておらず、また国の長期債務残高にも含まれていない。

財務省証券

財政法第７条第１項の規定に基づき「国庫金の出納上必要があるとき」に発行される、政府短期証券。

サムライ債

外国の政府・企業等の非居住者が、日本国内で円建てで発行する外債のこと。

し　資産負債管理（ＡＬＭ）

金融業務を行うにあたって発生する各種のリスクを回避するため、資産（資金運用）と負債（資金調達）のバランスを総合的に管理すること。ＡＬＭとは、Asset Liability Managementの略称。

事前教示制度

輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し輸入を予定している貨物の関税率表上の所属区分（税番）、関税率、課税価格の決定方法等について照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度。文書により照会が行われる場合には、正式に文書により回答を行っており、当該照会に係る貨物の輸入申告の審査の際に尊重される。一方、口頭による照会については、文書による事前教示への回答とは性格が異なり、参考情報（ガイダンス）として口頭により回答する。（関税法第７条第３項）

指定金融機関

申請により指定され、危機対応業務として、事業者に対する必要な資金の貸付け等を行う。株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫は、株式会社日本政策金融公庫法上、「指定金融機関」とみなされている。

出港前報告情報

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナー貨物について、原則として、当該コンテナー貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までに、船会社等から電子的に報告される詳細な

積荷情報。
※当該制度は、ＷＣＯの「基準の枠組み」に基づくもの。

乗客予約記録
（ＰＮＲ：Passenger Name Record）
航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

シングルウィンドウ
関係する複数のシステムを相互に接続・連携することにより、１回の入力・送信によって、必要な手続を同時に行えるようにするもの。

せ　税関相互支援協定
税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束。

税制調査会
内閣総理大臣の諮問に応じ、租税制度に関する事項について調査審議することを目的として内閣府に設置された機関。

製造貨幣大試験
通貨に対する国民の信頼を維持するため、造幣局が製造した貨幣を財務省が検査し、その量目（重さ）が適正であることを公開の場で示すもので、明治５年以降実施。

政府短期証券
一般会計と複数の特別会計が、法令の規定に基づき、その資金繰りに不足が生じる場合に発行できる短期証券。償還期限は原則３ヶ月だが、国庫の資金繰りを効率的に行うための償還期限が６か月・１年のものもある。ＦＢ（Financing Bill）とも言う。

政府保証枠
預金保険機構等が民間金融機関等から資金の借入や債券発行する際に、政府がその債務を保証する金額の上限。

政府預金
会計法等の規定により、日本銀行において受け入れた国庫金は、国の預金（政府預金）とされている。政府預金は、その性格に応じて、当座預金、別口預金、指定預金、小額紙幣引換準備預金の４種類に区分されている。

そ　相殺関税
外国において補助金の交付を受けた輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

相続土地国庫帰属制度
相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により取得した土地について、一定の要件を満たした場合に、土地の所有権を国庫に帰属させることを可能とする制度。

その他収入
歳入総額から税収と公債金を除いたもの。日本銀行・独立行政法人等からの納付金や特別会計からの受入金、前年度剰余金受入等から構成される。

た　たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約
たばこの健康に対する悪影響を減らして人々の健康を改善することを目指し、

各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装表示等の規制を行うことについて定めた条約。

ち　チェンマイ・イニシアティブ

アジア通貨危機を教訓として、急激な資本流出により外貨支払いに支障をきたすような危機的な状況が生じた国に対し、危機の連鎖と拡大を防ぐため、短期の外貨資金を各国の外貨準備（ドル）から融通するＡＳＥＡＮ＋３の枠組み。

地球環境ファシリティ

（ＧＥＦ:Global Environment Facility）

開発途上国による、地球環境の保全・改善への取組を支援するための資金メカニズム。以下の５分野を支援対象としている：生物多様性保全、化学物質対策、気候変動対策、国際水域汚染防止、砂漠化防止。

地区計画活用型一般競争入札

地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に、地方公共団体が地区計画等の都市計画決定をした上で行う一般競争入札。

知的財産侵害物品

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品及び不正競争防止法の規定に違反する物品をいう。知的財産侵害物品は、関税法上、輸出又は輸入してはならない貨物として規定されている。（関税法第69条の２及び第69条の11）

つ　通貨制度

通貨の単位や種類を定め、通貨に法的な強制通用力を付与する制度。我が国では、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」で定められている。

て　デュレーション・ギャップ

資産または負債から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示している。

デュレーション・ギャップとは、資産・負債のデュレーションの差をいう。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることとなる。

と　特定国有財産整備計画

庁舎等その他の施設の使用の効率化及び配置の適正化を図るために、これを集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備する場合に、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第５条）。

ドーハ・ラウンド交渉

平成13年11月、ドーハでの第４回ＷＴＯ閣僚会議で立上げが合意された多角的貿易交渉（正式名称はドーハ開発アジェンダ（Doha Development Agenda： 略称ＤＤＡ））。現在交渉中の分野は、「農業」「非農産品市場アクセス（ＮＡＭＡ）」「サービス」「ルール」「開発」「貿易関連知的財産権（ＴＲＩＰｓ）」「環境」等。

に　二国間通貨スワップ契約

（ＢＳＡ：Bilateral Swap Arrangement）

外貨流動性を必要とする国に対して、支援国が、被支援国の自国通貨を対価に、

ドルや円等のハードカレンシーを短期間供給する契約。

二段階一般競争入札

定期借地権による土地の借受け又は買受けを希望する者から土地の利用等に関する企画提案を求めた上で、これを審査し、審査を通過した者を対象に行う一般競争入札。

の　ノーロス・ノープロフィットの原則

ある保険の保険料率を算出する際、利潤も損失も生じないようにする原則のこと。地震保険に関する法律第５条第１項は、「政府の再保険に係る地震保険契約の保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない。」と規定している。

ひ　非譲許的借入

民間ベースの信用供与のように、金利、返済期間、据置期間等の借入条件が譲許的ではない（緩和されていない）借入のことを指す。

なお、これと対照的に、円借款等のＯＤＡはその条件が民間の信用供与に比して著しく譲許的である（緩和されている）。

ふ　普通財産

行政財産以外の一切の国有財産であり、原則として特定の行政目的に供されていない財産である。

不当廉売関税（反ダンピング関税）

不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

フューチャー・デザイン

将来世代は現在の政策決定に意思を反映できないという問題意識に立ち、現世代が将来可能性（将来世代の利益のために行動しようとする潜在的意欲）を発揮できる社会の仕組みをデザインすること。

プライマリーバランス（基礎的財政収支）（ＰＢ：Primary Balance）

社会保障や公共事業を始め様々な行政サービスを提供するための経費（政策的経費）を、税収等で賄えているかを示す指標（内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（令和８年７月30日経済財政諮問会議提出）においては、復旧・復興対策、ＧＸ対策及びＡＩ・半導体支援の経費及び財源の金額を除いたベースでその動向について言及している。）。

プライマリーバランスが均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

ほ　報復関税

ＷＴＯ協定上の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合、又はある国が我が国の船舶、航空機、輸出貨物若しくは通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に課する割増関税。

保税地域

外国から輸入する貨物について、その関税及びその他の税金を一時課税しないままにしておく場所であり、また輸出入貨物の税関手続（通関手続）をするための場所でもある。現在、保税地域の種類は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の５種となっている。

み　緑の気候基金

（ＧＣＦ:Green Climate Fund）

平成22年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する多国間基金。事務局は韓国（仁川市）。

未利用国有地

単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

ゆ　遊水地・雨水貯留浸透施設

・遊水地：洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために設けた区域であり、河川整備計画において計画高水流量を低減するものとして定められたもの（河川法第６条第１項第３号、河川法施行令第第１条第２項）。

・雨水貯留浸透施設：雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするもの（特定都市河川浸水被害対策法第２条第６項）。

輸出事後調査

輸出者の事業所等を税関職員が個別に訪問するなどして、輸出貨物に関係する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸出された貨物に係る手続が関税法等関係諸法令の規定に従って、適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な輸出管理体制や通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としている。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

（ＵＨＣ: Universal Health Coverage）すべての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態のこと。

輸入事後調査

輸入者の事業所等を税関職員が個別に訪問するなどして、輸入貨物に関係する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸入された貨物に係る申告内容が適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、是正を求めるとともに、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な課税を確保することを目的としている。

り　流動性供給入札

国債流通市場の流動性の維持･向上を目的として、流動性の不足している銘柄の国債を追加発行すること。

留保財産

国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地。地域･社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付けで活用を図ることとしている。

旅具通関

旅客又は乗組員の携帯品、別送品等の通関については、その輸出入形態の特殊性から簡便な手続が認められており、一般貨物の「業務通関」に対して「旅具通関」という。

A　ＡＥＯ（認定事業者）制度

Authorized Economic Operatorの略称。国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者に対して、税関長があらかじめ承認又は認定を行い、当該事業者が迅速化・簡素化された税関手続を利用することを認める制度。

ＡＰＥＣ

アジア太平洋経済協力。Asia-Pacific Economic Cooperationの略称。アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とし、域内の21の国と地域（エコノミー）が参加する経済協力の枠組み。貿易・投資の自由化と円滑化を通じた地域経済統合の推進、質の高い成長の実現、経済・技術協力等の活動を実施。

ＡＳＥＡＮ

東南アジア諸国連合。Association of South East Asian Nationsの略称。インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー及びラオスの11カ国が加盟。

ＡＳＥＡＮ＋３

ＡＳＥＡＮ（東南アジア諸国連合）と日本、中国、韓国の３カ国。

ＡＳＥＡＮ＋３マクロ経済リサーチオフィス（ＡＭＲＯ）

2011年４月にシンガポールに設置された常設機関で、ＡＳＥＡＮ＋３地域経済の監視・分析を行う。平時においては、経済サーベイランスの実施を行い、危機時においてはチェンマイ・イニシアティブの迅速な意思決定の支援等を行う。

2013年５月には、ＡＭＲＯの国際機関化に合意し、2014年10月には、その設立協定への署名が完了。2015年５月に設立協定が国会承認され、同年６月に受諾書をＡＳＥＡＮ事務局へ寄託し、2016年２月にＡＭＲＯは国際機関となった。

C　ＣＢＤＣ

中央銀行デジタル通貨。Central Bank Digital Currencyの略称。民間銀行が中央銀行に保有する当座預金とは異なる、新たな形態の電子的な中央銀行マネー。中央銀行の負債であり、決済の手段として用いられる。

ＣＧＩＦ

信用保証・投資ファシリティ。Credit Guarantee and Investment Facilityの略称。ＡＳＥＡＮ＋３域内の企業が発行する債券に保証を供与することで、現地通貨建て債券の発行を支援し、域内債券市場の育成に貢献することを目指してＡＤＢに設置された信託基金。

D　ＤＲＦイニシアティブ

ＡＳＥＡＮ＋３金融協力の柱の一つである災害リスクファイナンス・イニシアティブの略称。域内の自然災害リスクに対する財務強靱性の向上を目的としたイニシアティブ。

E　ＥＰＡ

経済連携協定。Economic Partnership Agreement の略称。ＦＴＡの要素（モノ・サービスの貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定。

F　ＦＡＴＦ

金融活動作業部会。Financial Action Task Forceの略称。マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の発展と促進を目的とした多国間枠組み。主な活動は、マネロン･テロ資金供与･拡散金融に関する国際基準の策定、及びメンバー間の相互審査による当該基準の履行確保。

ＦＩＬＰ

財政投融資計画。Fiscal Investment and Loan Programの略称。当該年度の財政投融資の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける（「財政投融資」参照）。

ＦＴＡ

自由貿易協定。Free Trade Agreementの略称。関税やサービス分野の規制等を撤廃し、モノやサービスの貿易の自由化を図ることを目的とした協定。

G　Ｇ20

20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Twentyの略称。アジア通貨危機後、Ｇ７等先進国と主要な新興市場国との間で国際経済問題について議論することを目的として、1999年創設。2008年秋の金融経済危機以降、金融･世界経済に関する首脳会合（G20サミット）に向けての準備会合としての役割も担うようになった。

Ｇ７

７カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Sevenの略称。世界経済の持続的成長及び為替相場の安定などを達成するための政策協調を行っている会合。日、米、英、独、仏、伊、加の７か国及び欧州連合（ＥＵ）が参加。

I　ＩＭＦ

国際通貨基金。International Monetary Fundの略称。米国ブレトン・ウッズにおいて調印された国際通貨基金協定に基づき、1945年に設立された。主な目的は、通貨に関する国際協力を促進すること、為替の安定を促進すること、国際収支困難に陥った加盟国へ融資を行うこと。主な業務は、危機対応･予防目的の融資、経済政策に関する分析・助言を行うサーベイランス、加盟国政府職員等の能力開発。

M　ＭＤＢｓ

国際開発金融機関。Multilateral Development Banksの略称。世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行グループ、アフリカ開発銀行グループ、欧州復興開発銀行の総称。

N　ＮＡＣＣＳ

輸出入・港湾関連情報処理システム。Nippon Automated Cargo and Port Consolidated Systemの略称。

税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生･動植物検疫手続及び港湾･空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用のシステム。

R　ＲＣＥＰ

地域的な包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership）の略称。参加国は、ＡＳＥＡＮ10カ国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）と、日

本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドの計15カ国。平成24年11月に交渉開始、令和２年11月に署名に至り、令和４年１月１日に発効した。

ＲＩＬＯ・ＡＰ

ＷＣＯのアジア・大洋州地域情報連絡事務所（Regional Intelligence Liaison Office）の略称。域内の税関当局による密輸関連情報の収集、分析、評価及び発信を促進することを目的としており、2024年1月から日本がホストを務めている。

Ｓ　ＳＤＧｓ

持続可能な開発目標。Sustainable Development Goalsの略称。2001年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：ＭＤＧｓ）の後継となるもの。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2016年から2030年までの目標として、17のゴールと169のターゲットが定められている。ＭＤＧｓで残された課題（教育、母子保健、衛生等）と、この15年間で顕在化した新たな課題（環境、格差拡大等）に対応するもので、先進国を含む全ての国に適応されるユニバーサリティが最大の特徴。

ＳＥＡＤＲＩＦ

東南アジア災害リスク保険ファシリティ。Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facilityの略称。世界銀行の技術支援のもと、東南アジア諸国に対して、自然災害リスク保険プールを含む、気候変動・自然災害に対する保険ソリューションを供給することを目的としたＡＳＥＡＮ＋３の枠組み。

Ｔ　ＴＰＰ/ＣＰＴＰＰ

ＴＰＰは、環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）の略称。アジア太平洋における広域経済連携協定で、日本、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米、豪、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの計12カ国が参加。平成27年10月に大筋合意に至り、平成28年２月に署名が行われたが、その後、平成29年１月に米国が離脱を表明した。

ＣＰＴＰＰは、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）の略称。ＴＰＰから米国が離脱を表明後、平成30年３月に米国を除く11か国で署名が行われ、同年12月30日に発効。令和５年７月までに、全ての原署名国11か国で発効している。また、令和５年７月にＣＰＴＰＰへの英国の加入に関する議定書が署名され、令和６年12月に同議定書が英国、日本、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルー、マレーシア、ブルネイ、オーストラリアについて発効した。

Ｗ　ＷＣＯ

世界税関機構。World Customs Organizationの略称。正式名称は関税協力理事会（Customs Co-operation Council）で、平成６年よりＷＣＯをワーキングネームとして使用。ベルギーのブリュッセルに本拠を置く多国間組織であり、税関制度の調和・統一等により国際貿易の発展に貢献することを目的とする。主な活動内容は、分類や税関手続に関する諸条約の作成及び見直し、貿易円滑化や安全対策等に関する様々な国際的

ガイドライン等の作成の他、国際的な監視・取締りに係る税関協力や関税技術協力の推進等。

ＷＴＯ

世界貿易機関。World Trade Organizationの略称。自由貿易促進を主たる目的として作られた国際組織で、平成７年に設立。本部はスイスのジュネーブにあり、ＷＴＯ協定の管理・運営、貿易紛争の処理等を担うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供。

ＷＴＯ貿易円滑化協定

ＷＴＯドーハ・ラウンドの一分野として、平成16年７月に貿易円滑化交渉が開始され、平成25年12月に妥結。平成26年11月に本協定に関する改正議定書が採択され、平成29年２月に３分の２以上の加盟国が受諾し、本協定は発効した。

本協定は、貿易規則の透明性向上や税関手続の迅速化・簡素化を図るためにＷＴＯ加盟国が実施すべき措置（事前教示制度の整備、貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備等）を規定。途上国には、実施までの移行期間を認めるとともに、自ら実施が困難な場合は、先進国等からの支援を通じた実施までの移行期間を認めることを規定している。